

お知らせNEW

緊急速報「エリアメール」の配信を開始しました

市では、市内にいるNTTドコモの携帯電話を持つている人に対して、一斉に緊急災害情報をメール配信する緊急速報「エリアメール」サービスを開始しました。

高額な外来診療を受ける人へ

4月1日から、高額な外来診療を受けた時、限度額適用認定証等を提示すれば、医療機関等の窓口での支払（ひと月あたり）が自己負担限度額までとなります。

また、保険薬局・指定訪問看護事業者についても同様の取扱いを受けることができます。

エリアメールは、緊急地震速報や避難指示など、気象庁や市が発信する緊急性の高い災害情報を、市内のエリアで使用されているNTTドコモの携帯電話（エリアメールに対応している機種に限る）に一斉送信します。

メールアドレスの登録は不要で、通信料や使用料はかかりません。

詳しくは、NTTドコモの窓口またはホームページをご覧ください。

問い合わせ



総務課行政係
22-77719

問い合わせ

市民健康課医療年金係
22-77734

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
70歳未満の人 70歳以上の市民税非課税世帯の人	加入している健康保険に「限度額適用認定証」等の交付を申請してください	「限度額適用認定証」等を窓口で提示してください
70歳以上75歳未満で、市民税課税世帯の人	申請の必要はありません	「高齢受給者証」を窓口で提示してください
75歳以上で、市民税課税世帯の人		「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください

医療機関での窓口負担が1割に(70歳〜75歳)

70歳以上75歳未満の人の医療機関での窓口負担が、平成24年

4月〜平成25年3月まで、引き続き1割に据え置かれます。

現在、窓口負担が1割の人で、国民健康保険加入者の人には、記載内容を変更した「国民健康保険高齢受給者証」を、3月下旬に、自宅へ郵送します。

※前年の所得をもとに現役並み所得者と判定された場合は、8月1日から3割になります。

※70歳以上75歳未満の人でも、一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度に加入している人は除きます。

問い合わせ

市民健康課医療年金係
22-77734

土地区画整理事業地内の保留地を売却します

市が施行中の新開土地区画整理事業地内の保留地を一般競争入札により売却します。

入札参加申込の受付

3月19日(月)〜5月18日(金)

申込書類

申込書その他必要書類については、入札参加要領に記載しています。入札参加要領は、区画整理室窓口または市ホームページからダウンロード

てください。

申込方法
必要書類を直接窓口を持参または郵送(受付期間内に必着)してください。

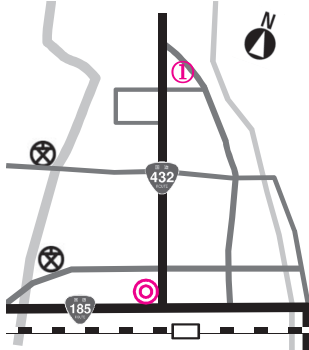
入札日 6月11日(月)
入札場所 市役所地階第2会議室

▼売却物件

図面No.	所在地	面積 (㎡)	予定価格 (円)
①	27街区2画地 (下野町字小井手)	347.52	23,650,000

※予定価格が最低売却価格となります。
※現状有姿での引渡しになります。現地を確認のうえ、入札の参加をお願いします。

▼参考位置図



申し込み・問い合わせ

区画整理室
22-77750

歴史的風致維持向上 計画への意見を募集

市では、竹原市固有の歴史と伝統を活かしたまちづくりを推進するために、計画の策定作業を進めています。この計画について、みなさんの意見を募集します。

公表資料
竹原市歴史的風致維持向上計画
公表・意見提出期間
3月19日(月)～4月2日(月)

閲覧場所
市民館1階、支所・出張所
(土日を除く8時30分～17時15分) 及び市ホームページ

意見を提出できる人
市内に在住、勤務、在学している人

提出方法
所定の用紙(閲覧場所に備え付け、または市ホームページからダウンロード)により、持参・FAX・電子メール・郵送(※当日消印有効)のいずれかの方法で提出してください。市ホームページの専用フォームからも提出できます。

意見の提出先・問い合わせ
(〒725-8666住所不要)
文化生涯学習室
☎ 22-7757
FAX 22-0010

manabee@city.takehara.lg.jp

浄化槽管理者のみなさんへ

広島県では、10人槽以下の浄化槽管理者の負担削減のため、浄化槽法定検査について、全項目検査を実施するガイドライン検査を5年に1度とし、他の4年間は、必要最低限の検査項目を実施する効率化検査としています。

市内では、平成24年4月～平成25年3月までの期間が、ガイドライン検査の期間となり、公益社団法人広島県環境保全センターにより実施されます。

問い合わせ

まちづくり推進課生活環境係
☎ 22-7734

広島県環境保全センター
☎ 082-849-6411

環境保全のために意見を お寄せください

大崎クールジェン株式会社では、「酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画環境影響評価準備書」を縦覧しています。

環境保全に関する意見をお

持ちの人は、書面でご意見をお寄せください。
準備書縦覧場所
市役所1階ロビー(大崎上島町役場、東広島市安芸津支所、広島県庁でもご覧になれます。)

期間 3月15日(木)までの9時～17時(ただし、土日を除く。)

※中国電力株式会社大崎発電所ふれあいホール大崎では3月29日(木)まで、土日・祝日もご覧になれます。

時間 9時～17時

意見書提出先・問い合わせ
3月29日(木)までに(〒730-0042 広島市中区国泰寺町一丁目3番29号)大崎クールジェン株式会社へ。

※当日消印有効

☎ 082-247-8377

交通事故統計情報

◎警報日	3/26 (月)
○南部警報日	3/15 (木)
○県下一斉警報日	3/12 (月)
●路線注意報日	
国道185号	3/17 (土)
高速山陽道	3/19 (月)
竹原警察署	☎ 22-0110

ひろしまの森づくり事業を募集

ひろしまの森づくり事業とは、森林の持つ公益的機能の維持・増進を目的として、人工林の再生、里山林の整備などを行う事業です。

人工林対策

スギ・ヒノキの人工林のうち、15年以上一度も手入れができないままになっている森林を対象に、間伐による人工林の健全化を実施しています。所有されている森林の手入れができないままになっている場合はご相談ください。

里山林対策

里山林整備として、次の取り組みを募集します。

- ・拡大する竹林の伐採及び整理による繁茂の防止への取り組み
- ・住民団体やNPOなどが企画する里山林の保全活用に関する取り組み
- ・森林の機能や林業について学ぶ体験活動への取り組み
- ・植樹活動等の緑化活動への取り組み

問い合わせ
産業振興課
耕地林業係
☎ 22-7745

森林の所有者届出制度が スタートします！

昨年4月の森林法改正により、森林の土地の所有者となり、森林の土地の所有者となった人は、市町村長への事後届出が義務付けられました。

対象

売買や相続等により森林の土地を新たに取得した人 ※面積に関わらず届出が必要です。

届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

詳しくは、産業振興課耕地林業係(☎ 22-7745)または広島県農林水産局林務担当(☎ 082-513-3683)へ。

